



JFRL 情報宅配

【新型コロナウイルス感染症情報】

1. [新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について] (令和 2 年 4 月 10 日 農林水産省・消費者庁・厚生労働省)
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/200410.html>(農林水産省)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019558/>(消費者庁)
2. [新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について] (令和 2 年 4 月 10 日 消費者庁食品表示企画課)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019590/>

* 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp>)

1. [食品衛生法施行規則の一部を改正する省令] (令和 2 年 3 月 27 日厚生労働省令第 50 号)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200330I0090.pdf>
 - ・食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等 (コレウス・フォルスコリー, ドオウレン, プエラリア・ミリフィカ, ブラックコホシュ)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200330I0100.pdf>(令和 2 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 119 号)
 - ・食品, 添加物等の規格基準の一部を改正する件 (令和 2 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 120 号)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200330I0110.pdf>
 - ・[指定成分等含有食品の製造又は加工の基準] (令和 2 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 121 号)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200330I0120.pdf>

* 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)

1. 食品添加物表示制度に関する検討会 (令和 2 年 3 月 31 日)
食品添加物表示制度の在り方について, 「食品添加物表示制度に関する検討会」において議論が行われ, その結果が「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」に取りまとめられました。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_003/
2. [新たな食品表示制度の完全施行について]
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019486/>
公表資料: https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms101_200401_01.pdf
3. [特定保健用食品および特別用途食品許可制] (令和 2 年 4 月 1 日付け通知)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/
 - ・「表示許可等について」の一部改正について
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200401_01-1.pdf
(特定保健用食品, 消食表第 109 号)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200401_04-1.pdf
(特別用途食品, 消食表第 92 号)
 - ・「質疑応答集」の一部改正について
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200401_02-1.pdf
(特定保健用食品, 消食表第 112 号)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200401_05-1.pdf
(特別用途食品, 消食表第 95 号)
4. [「健康増進法に基づく登録試験機関の登録等について」の一部改正等について] (令和 2 年 4 月 1 日付け消食表第 105 号)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/index.html#m07
一部改正: https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200401_06-1.pdf

* 今月のトピックス *

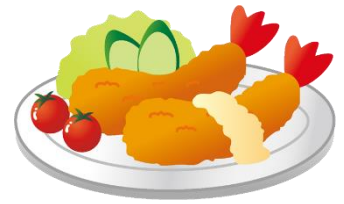
[日本人の食事摂取基準 (2020 年版)]

～誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指し、高齢者のフレイル予防のほか、若いうちからの生活習慣病予防に対応～

「日本人の食事摂取基準」は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 の規定に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもので、5 年毎に改定を行っています。2020 年版は本年 1 月 21 日に告示が出されました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200123H0070.pdf>

主な改正点は以下の通りです。



【主な改定のポイント】

○活力ある健康長寿社会の実現に向けて

- ・きめ細かな栄養施策を推進する観点から、50 歳以上について、より細かな年齢区分による摂取基準を設定。
- ・高齢者のフレイル予防の観点から、総エネルギー量に占めるべきたんぱく質由来エネルギー量の割合（%エネルギー）について、65 歳以上の目標量の下限を 13%エネルギーから 15%エネルギーに引き上げ。
- ・若いうちからの生活習慣病予防を推進するため、以下の対応を実施。
 - 飽和脂肪酸、カリウムについて、小児の目標量を新たに設定。
 - ナトリウム（食塩相当量）について、成人の目標量を 0.5g/日引き下げるとともに、高血圧及び慢性腎臓病（CKD）の重症化予防を目的とした量として、新たに 6g/日未満と設定。
 - コレステロールについて、脂質異常症の重症化予防を目的とした量として、新たに 200mg/日未満に留めることが望ましいことを記載。

○EBPM (Evidence Based Policy Making: 根拠に基づく政策立案) の更なる推進に向けて

- ・食事摂取基準を利用する専門職等の理解の一助となるよう、目標量のエビデンスレベルを対象栄養素ごとに新たに設定。

今回の改定では抜本的な改定はありませんが、更なる高齢化の進展や生活習慣病の増加等を踏まえ、栄養に関連した身体・代謝能力の低下の回避の観点から予防対策などを踏まえ改定がされています。基準の基本構造と各栄養素の構成を統一することで、活用しやすい内容にもなりました。

栄養素ごとの策定のポイントには、策定の根拠となった情報に加え、活用に当たって留意点や、今後の課題などが記載されており、皆様のお仕事のお役に立つ情報も多くあると思います。

高齢化が進む現代では、高齢者のフレイル対策が大きく推奨されていますが、同時に、従前より課題となっている、若年成人女性を中心とするやせが影響する乳幼児の体重の低下、塩分の過剰摂取の問題も未だ解決はしていません。

健康の大切さを時間している今、食事摂取基準改定を機に、仕事への活用と同時に、食の在り方を見直してみませんか。

参考情報：日本人の食事摂取基準(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/syokuji_kijyun.html

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>

4-3 食物繊維 <small>日本人の食事摂取基準(2020年版)策定検討会報告書 p.152~p.165</small>
〈策定方法のポイント〉 <ul style="list-style-type: none">● 指標設定の基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・ 食物繊維の摂取不足が、生活習慣病の発症に関連するという報告が多いことから、目標量を設定。● 目標量の策定方法<ul style="list-style-type: none">・ 成人:理想的な摂取量と日本人の摂取量の中央値との中間値を参照値とした上で、目標量を算定。・ 小児:小児期の食習慣が成人後の循環器疾患の発症やその危険因子に影響を与えている可能性が示唆されていることなどを考慮し、3歳以上について成人と同じ方法で算定。
〈今後の課題〉 <ul style="list-style-type: none">・ 乳児及び小児における食物繊維の摂取実態の把握とともに、目標量の設定に資する研究(観察研究又は介入研究)が必要。

引用：日本人の食事摂取基準(2020年版)スライド集
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09411.html